



無料経営相談窓口

秘密
厳守

事前

ご相談の内容	ご相談担当者	開設日					開設時間 (昼休み 12:00~13:00)	予約	オンライン 相談	場所	お問い合わせ
		月	火	水	木	金					
まず、相談したい (公的融資、補助金、経営全般)	商工会議所経営指導員	○	○	○	○	○	9:00~17:00		○	商工会議所 2階	経営相談部 地域支援第一グループ 441-2161 (東・博多・南区) 地域支援第二グループ 441-2162 (中央・城南・早良・西区)
コロナ禍特別相談 (資金繰り・経営戦略再構築)	経営コンサルタント					○	10:00~16:00		○		
経営 (創業・経営革新、経営全般等)	中小企業診断士	○	○	○	○	○	9:00~17:00		○		
販売戦略・販売促進	中小企業診断士			○			9:30~17:00		○		
経営安定 (倒産防止)	中小企業診断士				○		10:00~16:00		○		
税務・財務	税理士	○	○				9:30~17:00 { 第3月曜は (10:00~16:00) }	予約制	○		経営相談部 経営支援グループ 441-1146
雇用・労務 <small>◎就業規則、従業員の雇用 ◎雇用に関する助成金など</small>	社会保険労務士 ^{*1}	○			○		9:30~17:00 { 第2月曜は (10:00~16:00) }		○		
人材確保	キャリアコンサルタント ^{*1}				○	○	10:00~16:00		○		
事業に関する 法律	弁護士		○			○	10:00~16:00		○		
店舗改装	商品装飾展示技能士	毎月1回(不定期)					10:00~16:00		○		
IT相談	ITインストラクター			○			10:00~16:00		○		
IT活用・SEO対策 Web集客相談	SEO・SEMコンサルタント ITコンサルティング				○	○	10:00~16:00 { 第3木曜は 9:00~17:00 }		○		

※開設日は変更になる場合がございます。

※セーフティネット認定に関するご相談は、福岡市窓口(092-441-2171)にお問合せください。

※オンライン相談をご希望の方は右記QRコード又は下記HPよりお申込みください。

https://www.fukunet.or.jp/contact/contact_other/online_consultation/



企業再生 (事業存続)	福岡県 中小企業再生支援協議会	○	○	○	○	○	9:00~17:00	予約制	商工会議所 9階	福岡県中小企業 再生支援協議会 441-1221
事業承継・引継ぎ相談	福岡県事業承継・ 引継ぎ支援センター	○	○	○	○	○	9:00~17:00		商工会議所 8階	福岡県事業承継・ 引継ぎ支援センター 441-6922
経営改善計画 早期経営改善計画	福岡県 経営改善支援センター	○	○	○	○	○	9:00~17:00		商工会議所 7階	福岡県 経営改善支援センター 441-1234
BCP	BCPに対応可能な専門家 社労士・中小企業診断士など	要相談								商工会議所 2階
海外展開	ワンストップ海外展開 相談窓口	○	○	○	○	○	9:00~17:00	HPより 予約	商工会議所 6階	産業振興部 441-1119
暴排相談窓口	暴力団など、反社会的勢力とのトラブルについて、 初期対応の方法などのご相談に応じます。							予約制		暴排相談窓口 441-1245

*1..従業員雇用・労務管理などの問題に対応する窓口です(従業員個人の相談は対象外となりますのでご注意ください)

- ・ 中小事業者と創業予定の方の、事業に関するご相談のみ承ります。
- ・ 臨時にお休みを頂く場合がございます。詳しくは下記連絡先までお尋ねください。
- ・ ご予約後のキャンセル等は、事前にご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

相談 福岡商工会議所、福岡市中小企業サポートセンター
(福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 商工会議所ビル2階)

予約 経営相談部 経営支援グループ TEL:092-441-1146



経営者さま・人事/採用ご担当者さま向け

人材確保相談窓口



- ・新卒/中途採用が上手くない
- ・社員が定着しない
- ・求人票の書き方が分からない

等の企業が抱えるお悩みに、人材採用・育成の専門家が1時間でご相談に応じます。ぜひ、お気軽にご利用下さい！

場所

福岡商工会議所 2階

開設日

原則毎月第1金曜日・第3木曜日

利用方法

事前予約制 (1日5社・1社1時間)



【お問合せ先】 福岡商工会議所

経営相談部

商業・雇用支援グループ

TEL : 092-441-2169

Mail : fkshougyou@fukunet.or.jp

▼切り取らずご送付ください。送付後、相談日時等について確認のご連絡をさせていただきます。

人材確保相談窓口 申込書 <small>(福岡商工会議所 商業・雇用支援グループ宛)</small>	FAX : 092-482-1523
会社名	
氏名	
連絡先 (TEL)	
相談形式	対面 ・ オンライン

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!
中小企業庁 令和元年度補正予算事業
小規模事業者持続化補助金
<一般型>

◆ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等**
(生産性向上)の取り組みに対し**50万円**を
上限に補助金(補助率: 2 / 3)が出ます

※以下のいずれかに該当する小規模事業者は補助上限額が100万円になります。

①認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者

②法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合含む)

③税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主

※複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、
上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

◆ **計画の作成や販路開拓の実施の際、
商工会議所の指導・助言を受けられます**

《対象となる販路開拓等の取組の例》

① 広告宣伝

▷ 新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布

▷ 店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

② 集客力を高めるための店舗改装

▷ 幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

▷ 新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施

▷ 3Dプリンターを導入し、新商品の開発

▷ 原材料を購入して新製品・商品の試作開発

⑤ ITを活用した広報や業務効率化

▷ ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

【お問い合わせ先】

福岡商工会議所 経営相談部

地域支援第一・第二グループ TEL: 092-441-2161 / 092-441-2162

申込の手順などの事務手続きについてはこちら→



日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-8799 代々木郵便局留め

【一般型】日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局

TEL: 03-6747-4602 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL: <https://r1.jizokukahojokin.info/>

※ご検討の内容が補助対象となるか
については左記の東京の事務局宛
までお問い合わせ下さい。

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用〕および一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【従業員基準】	商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
	製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※特定非営利活動法人は「製造業その他」の従業員基準を用います。

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等(生産性向上)のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、委託費、外注費

◆補助率・補助額

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助額 上限50万円

※以下の小規模事業者は補助上限額が100万円になります。

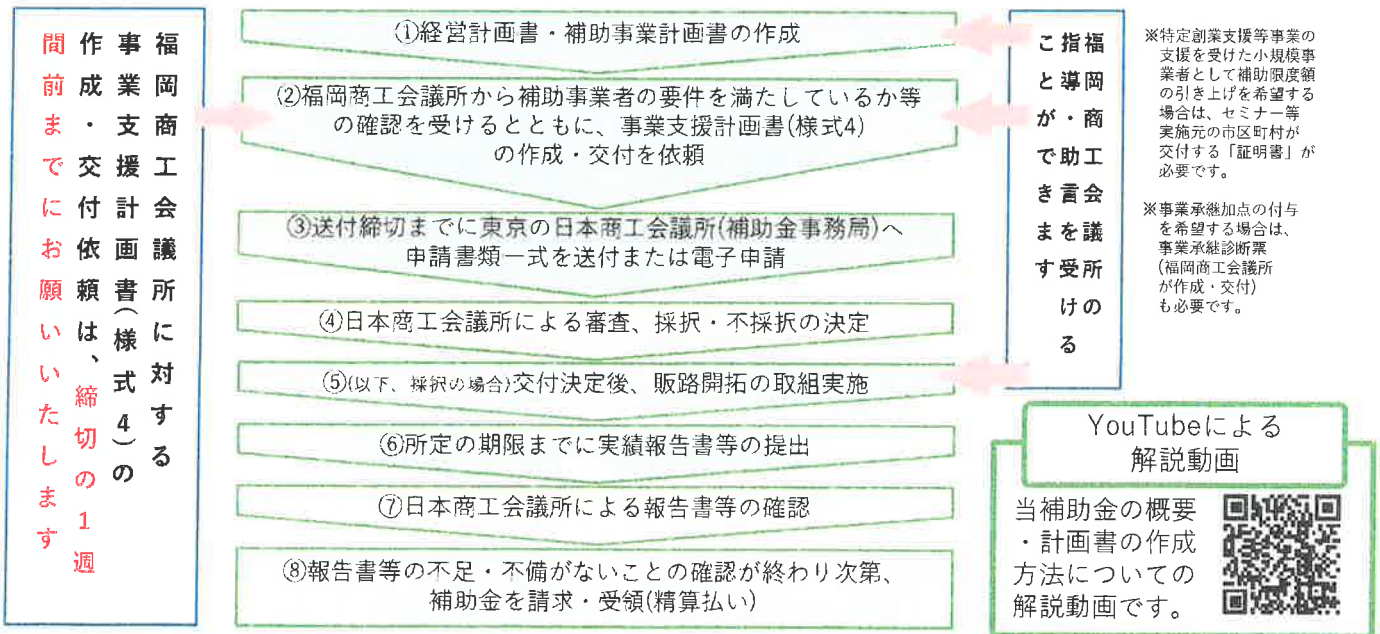
①認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者

②法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合含む)

③税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主

※複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



	第5回締切	第6回締切	第7回締切
1. 福岡商工会議所への様式4交付依頼期限(上記②)	2021年5月28日(金)	2021年9月24日(金)	2022年1月28日(金)
2. 申請書類一式の東京への送付締切(上記③)	2021年6月4日(金) 【締切日当日消印有効】	2021年10月1日(金) 【締切日当日消印有効】	2022年2月4日(金) 【締切日当日消印有効】
3. 採択結果公表	調整中	調整中	調整中
4. 補助事業の実施期間	交付決定通知受領後から 2022年3月31日(木)まで	交付決定通知受領後から 2022年7月31日(日)まで	交付決定通知受領後から 2022年11月30日(水)まで

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 令和2年度3次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

<低感染リスク型ビジネス枠>

- ◆ **経営計画に基づいて感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえ、販路開拓等の取り組みに対し100万円を上限に補助金（補助率：3/4）が出ます。**
- ◆ **計画の作成や販路開拓の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。**

【注意事項】

申請方法：

申請は、**補助金申請システム（名称：Jグランツ）**でのみ受け付けます。入力については、申請者自身が、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。

本補助金の申請には、「**GビズIDプライムアカウント**」の取得が必要ですが、2021年3月末時点で3～4週間程度要しますので、未取得の方は、予め利用登録を行ってください。

※本事業に応募申請を行う事業者に限っては、早期の発行が可能な「**暫定GビズIDプライムアカウント**」での申請が可能です。

詳細は経済産業省のGビズID発行サイト（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご確認ください。

補助対象：

過去に本補助金（「一般型、「コロナ特別対応型」」）で採択を受けた公募回によっては、申請の可否が異なります。詳しくは下記表をご覧ください。

過去の補助金 今後予定されている本補助金	令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>				令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 <コロナ特別対応型>
	第1回(~3/31) (3/22以降申請可能)	第2回(~6/5) (6/7以降申請可能)	第3回(~10/2) (11/22以降申請可能)	第4回(~2/5) 採択発表決定後	第1回~第5回
令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 <低感染リスク型ビジネス枠>	第1回受付締切 (5/12予定)	○	×	×	×
	第2回受付締切 (7/7予定)	○	○	×	×
	第3回受付締切 (9/8予定)	○	○	×	×
	第4回受付締切 (7/7予定)	○	○	×	×
	第2回受付締切 (7/7予定)	○	○	○	×
	第2回受付締切 (7/7予定)	○	○	○	—

【お問い合わせ先】

福岡商工会議所 経営相談部

地域支援第一・第二グループ TEL：092-441-2161 / 092-441-2162

申込の手順などの事務手続きについてはこちら→



【持続化補助金 低感染リスク型コールセンター】

TEL：03-6731-9325 [9:30～17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL：<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

※ご検討の内容が補助対象となるかについては左記の東京の事務局宛までお問い合わせ下さい。

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者 [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用] および一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【従業員基準】

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※特定非営利活動法人は「製造業その他」の従業員基準を用います。

◆対象となる事業

ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に取り組み、感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費(オンラインによる展示会等に限る)、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、設備処分費、委託費、外注費、感染防止対策費(※1)

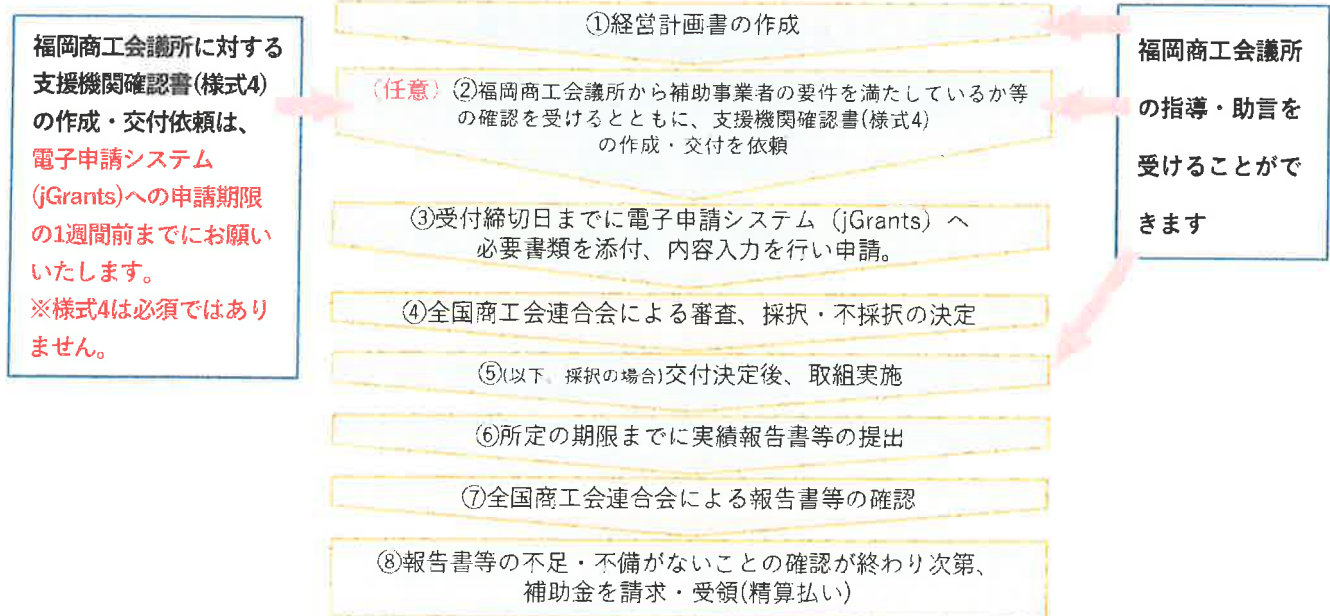
※1 感染防止対策費は、補助金総額の1/4が上限。ただし、緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者(※2)は、補助金総額の1/2に上限を引き上げ。

※2 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、2021年1月から同年3月までの期間のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した事業者

◆補助率・補助額

補助額 上限100万円(補助率3/4)

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



◆手続きの期限等

	第2回締切	第3回締切	第4回締切
1. 【任意】福岡商工会議所への様式4交付依頼期限(上記②)	2021年8月30日(水) 17:00	2021年9月1日(水) 17:00	2021年11月2日(火) 17:00
2. 申請書類一式の電子システム(jGrants)申請締切(上記③)	【厳守】 2021年7月7日(水) 17:00	【厳守】 2021年9月8日(水) 17:00	【厳守】 2021年11月10日(水) 17:00
3. 採択結果公表	調整中	調整中	調整中
4. 補助事業の実施期間	交付決定日から 2022年4月30日(土)まで	交付決定日から 2022年6月30日(木)まで	交付決定日から 2022年9月10日(土)まで

交付決定前に発注・契約、購入、支払い(前払い含む)等は補助対象外となります。
※特例として2021年1月8日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認める。